

第2 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること。接続については下記を参考にすること。

(1) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合

建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。（図2-5参照）

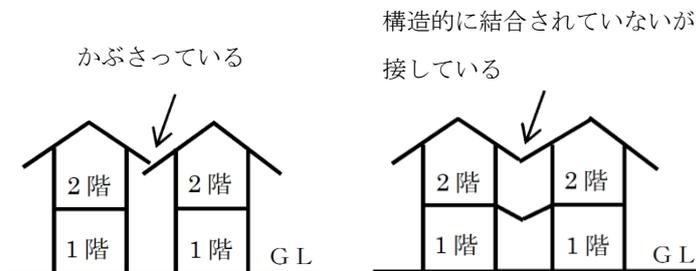


図2-5（別棟として取り扱うことができる例）

(2) エキスパンションジョイントで建築物相互が接続されている場合

エキスパンションジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、令第8条の適用がない限り、原則として1棟であること。

3 令第8条に規定する渡り廊下等は、規則第5条の3、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（消防庁告示7号）等によるほか、次によること。

(1) 渡り廊下は、次のア～ウのすべてに適合すること。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造等可燃材料である場合は 3m未満、可燃材料以外の場合は 6m未満であること。(図 2-1 参照)

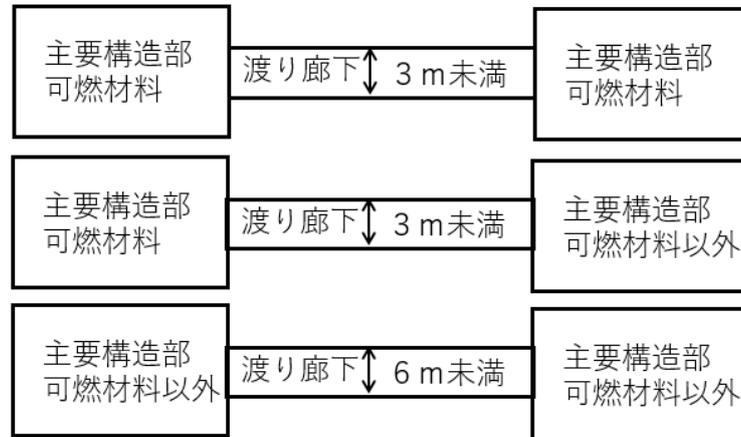


図 2-1

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては 6m、2階以上の階にあつては 10mを超えるものであること。(図 2-2 参照) ただし、次の(ア)から(ウ)すべてに適合する場合は、この限りでない。

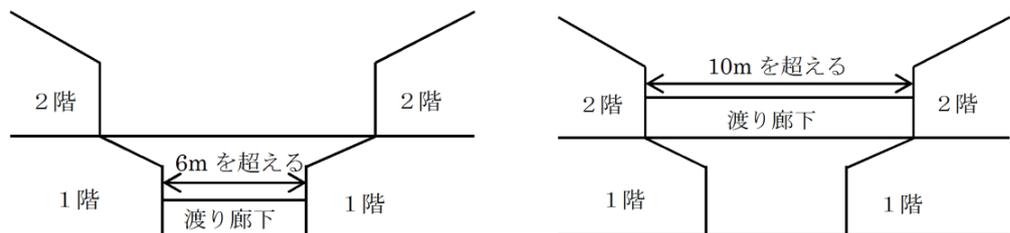


図 2-2

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)については、次の a 又は b によること。(図 2-3 参照)

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
- b 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(イ) (ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m²以下の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

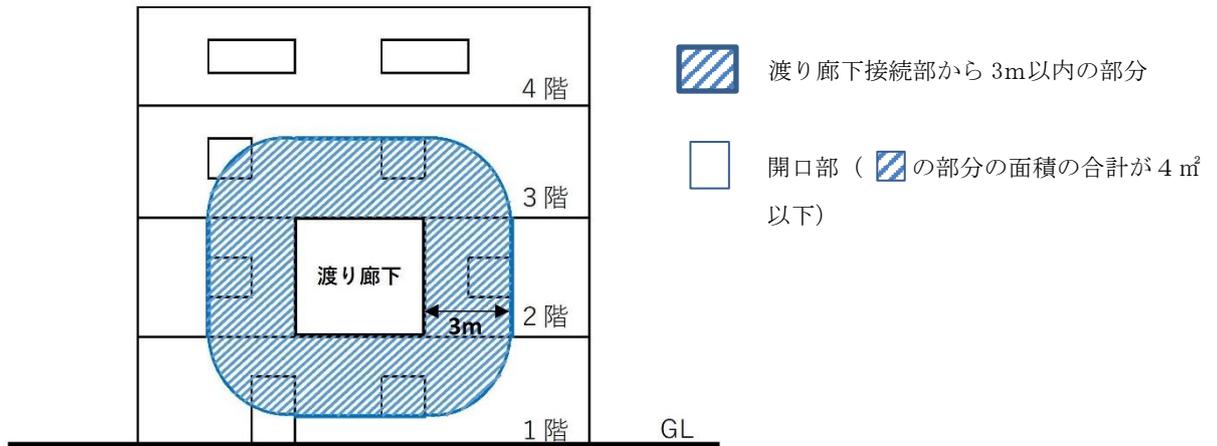


図2-3

(ウ) 渡り廊下については次のa又はbによること。

a 直接外気に開放されているものであること。ただし、距離の短いものは、b (b)に適合させることが望ましい。

b 次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は、いずれも4 m²以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(c) 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備が次に定めるところにより設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

A 排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

B 直接外気に接する開口部は、面積の合計が1 m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の1/3以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

C 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非

常電源が附置されていること。

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合
- ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
 - イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。
 - ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
 - エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。（図2-4参照）
 - オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - カ オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
 - キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

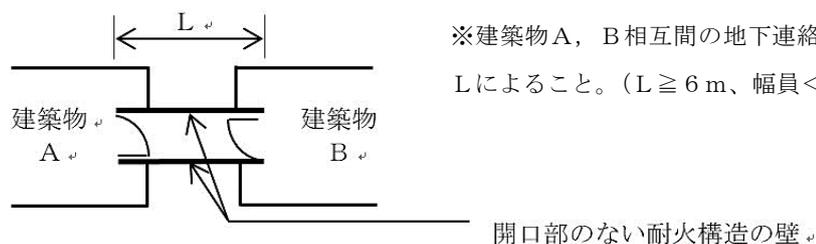


図2-4

- ク 地下連絡路には、2(1)ウ(ウ) b(c) Bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合
- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は

換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2 m²以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

- 4 令第8条第2号の規定中「渡り廊下等の壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分すること。消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

